



第 18 号

平成 29 年 3 月 10 日

東ト協 適正化事業部

## Gマーク取得にチャレンジしよう！



「安全性優良事業所」(Gマーク)は全日本トラック協会が認定する安全・安心な運送事業所です。平成 28 年 12 月末現在、全国で 23,414 事業所(全事業所の 27,8%)、都内では 1,395 事業所(全事業所の 23,1%)のトラックがGマークを付けて走行しています。

### ～平成 29 年度「安全性優良事業所」の認定を受けるには？～

#### 1. 申請資格

平成 29 年度にGマーク申請をする場合、申請基準日(平成 29 年 7 月 1 日)現在で、以下①～④の要件を全て満たしている必要があります。申請は会社単位ではなく、事業所(営業所)単位で行います。

- ① 事業開始後(運輸開始後)3年を経過していること
- ② 配置する事業用自動車数が5両以上であること
- ③ 虚偽の申請、その他不正な手段により申請の却下又は評価もしくは認定の取消しを受けた事業所は、取消し後2年を経過していること
- ④ 認定証、認定マーク等の偽造もしくは変造等の不正使用により是正勧告を受けた事業所にあつては、その後3年を経過していること

#### 2. 評価項目

以下(1)～(3)に掲げる3テーマ38項目について、評価基準に基づき点数化し、全国実施機関が組織する安全性評価委員会への諮問、答申を経て評価が決定されます。

##### (1) 安全性に対する法令の遵守状況(配点40点・基準点数32点)

巡回指導を実施し、事業所内での日頃の運行管理・車両管理への取組状況など24項目と、運輸安全マネジメント取組状況の書類提出等で評価します。平成 29 年度Gマーク申請では、平成 28 年 7 月 1 日以降の巡回指導結果が対象となります。

##### (2) 事故や違反の状況(配点40点・基準点数21点)

平成 29 年度Gマーク申請では、重大事故(平成 26 年 12 月 1 日以降に有責の第一当事者となる事故)はないか、行政処分累積点数(平成 29 年 11 月 30 日において)は何点かを評価します。

### (3) 安全性に対する取組の積極性（配点 20 点・基準点数 12 点）

11 項目の安全性に対する取組の状況を書面で提出します。申請時に提出された書類により、判断基準を満たした場合は加点となります。

11 の自認項目のうち、「外部研修の受講」「安全対策会議の定期的な実施」や「運転記録証明書取得」「適性診断受診」等については、早期に対応しておくことで確実に加点が期待できます。

## 3. 申請受付

平成 29 年 7 月 3 日（月）から 7 月 14 日（金）の午前 9 時から午後 5 時（土曜・日曜は除く）の期間内に、必要な書類を揃えて持参することとなります。

## 4. 認定要件

社会保険等の適正加入など、以下①～④の要件を全て満たしている必要があります。認定の有効期間は、新規が 2 年間、初回更新が 3 年間、2 回目更新以降が 4 年間となります。

- ①上記(1)～(3)の評価項目（100 点満点）の評価点数の合計点が 80 点以上であること
- ②上記(1)～(3)の評価項目において基準点数を満たしていること
- ③法に基づく認可申請、届出、報告事項が適正になされていること
- ④社会保険等（労災・雇用・健保・年金）への加入が適正になされていること

## 5. 評価結果の活用

評価結果は、12 月中旬頃の発表を予定しています。それと同時に、全日本トラック協会から審査を行ったすべての事業者に対して、38 項目の各項目の評価結果を通知します。これにより事業所の各項目における達成状況等が確認できますので、今後の課題や重点を置く項目など、更なる安全性の向上を目指すために活用することができます。

## 6. 今後の予定等について

平成 29 年度 G マーク申請についての案内等は、4 月中旬以降に全日本トラック協会、東京都トラック協会のホームページにて、順次発表する予定です。

東京都トラック協会では、今年も G マーク申請についての説明会、個別相談会等の実施を予定しておりますので、ぜひご参加ください。また、ホームページにおいても、G マーク提出書類の作成に役立つコンテンツを用意しておりますのでご活用ください。

### <G マークに関するお問い合わせ>

（一社）東京都トラック協会適正化事業部

TEL：03-3359-4138

FAX：03-3359-6009

HP アドレス：<http://www.totokyo.or.jp/>